

(仮訳)

2014 年 5 月 28 日

## プレス・リリース

### 「金融市場インフラのための原則」の実施状況のモニタリング： レベル1評価報告書の初回アップデートについて

支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)は、本日、「金融市場インフラのための原則」(以下「FMI 原則」)の実施状況のモニタリングに関するレベル 1 評価報告書の初回アップデートを公表した。

レベル1評価は、個別の法域が、金融市場インフラ(FMI)に適用される規制およびオーバーサイトの枠組みの中で、FMI のための 24 原則および当局のための 5 つの責務のうちの 4 つをどのように採用したかに関する当該法域による自己評価に基づくものである。

本アップデート報告書は、2013 年 8 月の最初のレベル 1 評価報告書の公表以降、28 の参加法域において、顕著な進展がみられていることを示している。本報告書はまた、FMI 原則の実施における進展は、引き続き FMI の類型により異なることも明らかにしている。全般的にみて、全ての FMI 類型にわたって望ましい進展がみられる中、清算機関、取引情報蓄積機関、および資金決済システムの実施状況は、相応に進展している一方、証券集中保管機関および証券決済システムの実施状況は、あまり進展していない。特に、資金決済システムに適用される実施措置は、最初のレベル 1 評価報告書公表以降、最も進展している。レベル 1 評価報告書の追加的なアップデートは、定期的に行われる予定である。

レベル 1 評価と並行して、CPSS と IOSCO は FMI 原則の実施状況のモニタリングの第 2 段階(レベル 2 評価)へ移ろうとしている。初回のレベル 2 評価では、CPSS と IOSCO は、欧州連合、日本、および米国において採用された措置が清算機関および取引情報蓄積機関に関する原則に対し完全かつ整合的なものであるかどうかについて、詳細な評価および相互評価(ピア・レビュー)を実施する予定である。他の法域および他の FMI 類型については、次回以降のレベル 2 評価の対象となる予定である。初回のレベル 2 評価結果は、2014 年第 4 四半期に公表される見通しである。

## 注記

1. CPSS および IOSCO は、金融安定理事会(FSB)により国際基準設定主体として承認されている。
2. FSB は 2011 年 10 月、G20 金融改革の実施状況に関するモニタリングおよび報告のための協調の枠組みを確立した。この枠組みでは、特に、基準設定主体が、各々の国における実施状況の進捗に関するモニタリングおよび報告に対して責任を負うことを想定している。
3. 完全、適時かつ整合的な FMI 原則の実施は、FMI の安全性、健全性および効率性を確保するための基礎であり、グローバルな金融システムの頑健性を支えるものである。加えて、FMI 原則は、全ての店頭デリバティブ取引は取引情報蓄積機関へ報告されるべきであり、全ての標準化された店頭デリバティブ取引は中央清算されるべきであるという G20 のマンデートにおいて重要な役割を果たすものである。グローバルな中央清算義務は、とりわけデリバティブの清算機関に対する強固なセーフガードおよび整合的なオーバーサイトの重要性を強化する。CPSS と IOSCO のメンバーは、G20 および FSB の期待に沿って、FMI 原則に含まれる原則および責務を採用することにコミットしている。